

野生鳥獣の肉における放射性物質の測定結果について
 (平成30年度第13報)

仙台市、角田市、栗原市、柴田町、川崎町、丸森町及び亘理町で採取されたイノシシの肉について、放射能物質の測定を行ったところ国の基準値(100ベクレル/kg)を超えるものではありませんでした。

なお、ツキノワグマ肉及びイノシシ肉については、平成24年6月25日付けで、県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しております。

記

1 測定結果

(単位：ベクレル/kg)

鳥獣名	捕獲場所	放射性セシウム		捕獲年月日	測定日
		測定値	食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値		
イノシシ	川崎町本砂金字安達	22	100	H31.1.18	H31.2.20
	仙台市青葉区茂庭	7.7		H31.1.20	
	仙台市太白区茂庭	不検出		H31.1.23	H31.2.21
	角田市島田字日向	9		H31.1.26	
	栗原市栗駒里谷金岩沢	65		H31.2.3	
	亘理町雪穴	8.8		H31.2.7	H31.2.20
	丸森町耕野字登花西	50		H31.2.13	
	柴田町大字富沢	不検出		H31.2.16	H31.2.21
	栗原市栗駒稲屋敷清水田	25		H31.2.18	H31.2.22

※ 次のURLから、野生鳥獣肉に係るこれまでの検査結果が確認できます。

<http://www.r-info-miyagi.jp/r-info/other/#11>

2 測定年月日 平成31年2月20日、21日及び22日

3 検査機関及び検査機器 一般財団法人山形県理化学分析センター
 ゲルマニウム半導体検出器

4 検出下限値 11.5～16.6 ベクレル/kg

(参考)

(1) 不検出

放射性物質の濃度が、検出下限値に満たないことを指します。

(2) 検出下限値

当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を示し、測定ごとに異なります。

なお、測定値及び検出下限値は、セシウム134及びセシウム137それぞれの値を合算した値であり、測定の結果によりセシウム134又はセシウム137のどちらかが不検出の場合などでは、測定値が検出下限値を下回ることがあります。